

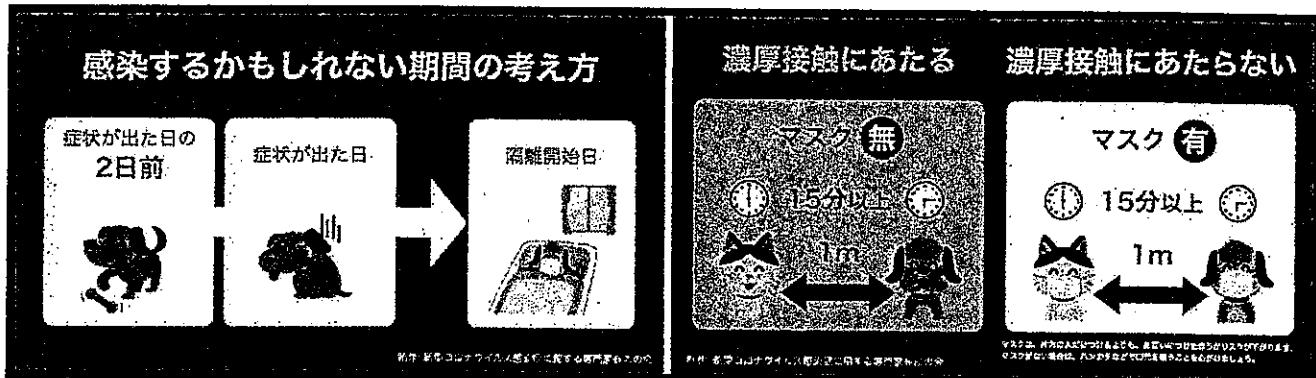
2020年4月24日

小金井市民の皆様

一般社団法人小金井市医師会
会長 穂坂 英明

新型コロナウイルス感染症への注意喚起 その4

「濃厚接触者」の定義が変わりました！



4月20日付けで濃厚接触者の定義が変更され、濃厚接触者の範囲が広がりました。

「1m以内」で「マスクなし」で「15分以上会話」した相手が、「2日以内」にコロナの症状を示したら、濃厚接触者となります。

これまででは「目安として2m」、「発症日以降」でしたが、新型コロナウイルスに感染すると症状が出る前から他の人に感染させることができてきましたと、WHOでも同様の定義に変更されたため、このたび変更となりました。

また、新型コロナ感染症の症状には、発熱、咳・呼吸困難などの呼吸器症状だけでなく、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻づまり、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐などが加わりました。

自分が無症状の感染者かもしれない、濃厚接触者になるかもしれないと考えて、下記のように生活習慣を変えていただければと思います。

①会話するときはマスクなどで口元を覆う。(歌う、大声で話す、大きな呼吸をすると飛沫感染しやすいことがわかっています。)

②相手との距離は1m以上、できれば2m以上あける。

③なるべく自宅にいて、電話やオンラインで人と交流する。

東京でも新型コロナウイルス感染者が増加し、1日に200人を超える日も出てきました。皆さんにおかれましては外出自粛にご協力いただいておりますが、一方で公園や観光地、一部の繁華街、スーパー・マーケットなどでかえって人が増えているところもあるようです。体を動かすのは大切なことですが、2mの距離を意識して行動してください。散歩、ジョギングするときもできるだけ1人で出かけましょう。公園などに限らず、家の周りなどで人がいない時間、場所で体を動かしましょう。ジョギングしている人の真後ろにつかないことも大切です。ジョギングでは息があがるため飛沫が発生しやすい上に、動くスピードが速いため、4mほど後方まで飛沫がとぶという報告も出ています。スーパーはなるべく一人で行きましょう。3密は一つでも避けて下さい。

これまでの日常生活ががらっと変わり、不安やストレスを抱えていらっしゃる方も多いと思います。インフォデミックといって、根拠のない情報がテレビやSNSで拡散され、それに伴う混乱もおこっています。不確かな情報は遮断し、安易に拡散しないようにしてください。不安感は信頼できる人と電話やオンラインで共有すると気持ちが軽くなることもあります。小金井市医師会も地域医療を守れるよう尽力して参ります。今が正念場です。力を合わせて何とかこの難局を乗り越えて参りましょう！

以上

新型コロナウイルス感染症 小金井市緊急対応方針（第1弾）

（案）

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、令和2年4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発出されました。東京都は5月6日までとして緊急事態措置を行っておりますが、市民生活への深刻な影響とその長期化が懸念されます。

市では、「新型コロナウイルス感染症 小金井市緊急対応方針」に基づき、市議会の皆様ご理解を得ながら適切な予算措置を講じて、「いのちを守る」、「くらしを守る」、「地域を守る」取組を進め、そのために「市民サービスの基盤を守る」取組を進めてまいります。

（1）いのちを守る

感染症を予防し、医療体制を確保するとともに、市民の皆様の安心に向けた情報提供を行います。

- ① 発熱外来・PCR検査センターの整備
- ② 医療機関や福祉施設におけるマスク等の調達支援
- ③ 集団健診の個別健診での対応
- ④ 施設の休館継続とイベントの延期・中止
- ⑤ 市内公園における感染防止
- ⑥ 各種手続きの郵送対応、各種相談の電話対応の推進
- ⑦ 東京都知事選挙における感染症予防対策
- ⑧ わかりやすくスピーディな情報提供

（2）くらしを守る

感染症拡大の影響が市民のくらしに与える影響を抑えて、セーフティネットを強化する取組を迅速に進めます。

- ① 特別定額給付金（仮称）の迅速な支給
- ② 子育て世帯臨時特別給付金の迅速な支給
- ③ 保育施設及び学童保育所での保育の確保
- ④ 市立小中学校における学習課題の送付やインターネット等を活用した家庭学習の支援

- ⑤ 児童・生徒の心のケアの充実
- ⑥ 生活困窮者への住宅確保付金の要件緩和
- ⑦ D V、児童及び高齢者等虐待の防止のための相談窓口の充実
- ⑧ 市税、国民健康保険税や下水道使用料等の支払い猶予及び減免
- ⑨ 国民健康保険における傷病手当金の支給

(3) 地域を守る

地域を支える市内事業者や市と協働事業を行う事業者に対して、経営継続に向けた支援を行います。

- ① 融資相談専用窓口の開設
- ② 市内事業者の資金繩りの支援
- ③ 地域のニーズを踏まえた飲食店への支援
- ④ 障がい者、高齢者、子育て支援等の協働事業者へ支援

(4) 市民サービスの基盤を守る

市民サービスを継続して提供するため、その基盤となる業務継続体制を確保し、国や東京都の支援策を活用します。

- ① 業務継続体制の確保
- ② 市職員及び窓口等における感染防止
- ③ 国や東京都の支援策の活用

事務連絡
令和2年4月●●日

(宛先) 所属長 各位

新型インフルエンザ等対策本部
本部長 西岡 真一郎

職員用マスクの追加配布及び現在量の調査について

標記の件について、3月4日に緊急的な措置として職員用マスクを配布しましたが、引き続き、職員からの飛沫感染防止を図るべく、マスクの追加配布を下記のとおり行います。

なお、今回のマスクは、震災等の災害対策用のマスクであるため、原則として、今後のマスクの納入がされない限り、追加配布は困難な状況ですので、あらかじめご了承ください。

併せて、各課における現在のマスク配布の残数につきましても、下記のとおり調査を実施しますので、処理方よろしくお願いします。

記

1 マスク配布について

- (1) 日 時 令和2年4月●●日 (●)
- (2) 場 所 地域安全課窓口 (受領者は、印鑑をご持参ください)
- (3) 枚数・対象課 別紙 (配布表) のとおり

2 マスク配布残数調査票について

- (1) 回答期限 令和2年4月●●日 (厳守)

(2) 回答方法

別紙マスク残数調査票にご記入の上、「全庁共通」→「08 地域安全課」→「★マスク量残数調査 (R2.4)」→「各課回答」に課名を付けて保存してください。(鑑文は不要)

※ 外部施設(指定管理者者含む)については、担当課にて調査結果を集約の上、ご回答いただきますようお願いいたします。

問合せ先 (事務局)

地域安全課地域安全係 穂山・堀
内線: 2417
外線: 042-387-9806

マスク配布(令和2年4月●●日)

* 配布枚数は、前回配布(3/4)枚数と同数としております。
※ マスクの調達が困難な状況ですので、都内で購入するなど、ご理解・ご協力をお願いいたします。

部	課	マスク	備考	受領印
企画財政部	企画政策課	50		
	財政課	100		
	広報秘書課	100		
	情報システム課	50		
総務部	総務課	50		
	地域安全課	50		
	職員課	50		
	管財課	100		
市民部	市民課	500		
	コミュニティ文化課	850	50枚×16施設+担当課	
	経渉課	150		
	保険年金課	250		
環境部	市民税課	600		
	資産税課	200		
	納税課	300		
	環境政策課	150		
福祉保健部	二介対策課	50		
	下水道課	150		
	地域福祉課	500		
	自立生活支援課	200		
	介護福祉課	950	100枚×5施設+担当課	
	健康課	350		
				合計 17,300

都市整備部	都市計画課	100	
	まちづくり推進課	150	
	道路管理課	150	
	建築営繕課	50	
	交通対策課	100	
	区画整理課	50	
	会計	50	
子ども家庭部	子育て支援課	300	
	保育課	6,600	63園+担当課
	児童青少年課	1,400	100校×13施設+担当課
学校教育部	庶務課	150	
	学務課	150	
	指導室	250	50枚×4施設+担当課
	生涯学習課	700	100枚×6施設+担当課
	図書館	550	100枚×5施設+50枚×1施設
	公民館	500	100枚×5施設
	議会	200	
	監査	50	
	選挙管理委員会	50	
			合計 17,300

備考(外部)施設

*マスクの配達が困難な状況ですので、館内に配置するなど、ご理解・ご協力をお願いします。

担当課	施設	マスク	備考
二ミニティ文化課 (16施設)	宮地楽器ホール	50	
	市民会館	50	
	前原暫定集会施設	50	
	東小金井町駒込公民館	50	
	婦人会館	50	
	上之原会館	50	
	前原町西之台会館	50	
	桜町上水会館	50	
	真井北町集会場	50	
	真井北町中央久保集会所	50	
	前原町丸山台集会所	50	
	真井南町三美集会所	50	
	東町友愛会館	50	
	中町桜並集会所	50	
	真井北五集会所	50	
	中町天神前集会所	50	
	ひがし地域包括支援センター	100	
	きた地域包括支援センター	100	
	みなみ地域包括支援センター	100	
	にし地域包括支援センター	100	
	本町地域包括支援センター	100	
介護福祉課 (計5施設)			

児童青少年課 (計13施設)	本町児童館	100	
	東児童館	100	
	真井南児童館	100	
	緑児童館	100	
	たまむし学童保育所	100	
	あかね学童保育所	100	
	ほんじょう学童保育所	100	
	さくらなみ学童保育所	100	
	さわらひび学童保育所	100	
	たけとんぼ学童保育所	100	
	まえはら学童保育所	100	
	みどり学童保育所	100	
	みんな学童保育所	100	
	指導室 (4施設等)	50	
	教育相談所	50	
	もくせい教室	50	
	教職員研修センター	50	
	スクールショーシャルワーカー	50	
生涯学習課 (6施設)	上水公園運動施設	100	開催中であるが、開催後必要となるため配布
	小金井市テニスコート場	100	開催中であるが、開催後必要となるため配布
	総合体育馆	100	開催中であるが、開催後必要となるため配布
	東山公園健康運動センター	100	開催中であるが、開催後必要となるため配布
	清里山庄	100	開催中であるが、開催後必要となるため配布
	文化財センター	100	開催中であるが、開催後必要となるため配布
	図書館	100	
	本館	100	
	別館	100	
	東分室	100	
	緑分室	100	

	寛井北分室	100
	西之台会館図書室	50
公民館	本館	100
	寛井南分館	100
	東分館	100
	緑分館	100
	寛井北分館	100
保育課	さくら保育園	100
	けやき保育園	100
	わかたけ保育園	100
	くりのみ保育園	100
	小金井保育園	100
	認可保育園等	5,800 58園×100枚

【マスク残数調査票】

※ 今回配布したマスク分は、残数に含まれないようお願いします。

部	課	マスク (配布数)	残数 (4月●● 日現在)	備考
企画財政部	企画政策課	50		
	財政課	100		
	広報秘書課	100	100	2月25日:広報係のみ100枚
	情報システム課	0		
総務部	総務課	50		
	地域安全課	50		
	職員課	50		
	管財課	100		
市民部	市民課	100	500	
	コミュニティ文化課	800	3月4日:50枚×16施設	
	経済課	150		
	保険年金課	100	250	
	市民税課	100	600	
	資産税課	100	200	
	納税課	100	300	
環境部	環境政策課	150		
	ごみ対策課	50		
	下水道課		150	
福祉保健部	地域福祉課	100	500	
	自立生活支援課	100	200	
	介護福祉課	600	950	2月25日:100枚×5施設+担当課 3月4日:100枚×5施設+担当課
	健康課		350	

都市整備部	都市計画課	まちづくり推進課	100
	道路管理課	150	
	建築整備課	150	
	交通安全課	50	
	区画整理課	100	
	会計課	50	
子ども家庭部	子育て支援課	100	300
	保育課	100	6,600
	児童青少年課		1,400
学校教育部	施設課	150	
	学務課	150	
	指導室	250	3月4日:50枚×4施設+担当課
	生涯学習部	生涯学習課	700
		図書館	250
		公民館	300
	議会	議会事務局	200
	監査	監査委員事務局	50
	選舉	選挙管理委員会	50



【マスク残数調査票備考(外部施設)】

* 今回配布したマスク分は、残数に含まれないようお願いします。

担当課	施設	マスク(配布数)		備考
		市配布分 2月25日	外部から 3月4日の提供分	
コミュニティ文化課 (16施設)	宮地楽器ホール	50		
	市民会館	50		
	前原暫定集会施設	50		
	東小金井駅周辺記念会館	50		
	婦人会館	50		
	上之原会館	50		
	前原町西之会館	50		
	桜町上水会館	50		
	東井北町集会場	50		
	東井北町中之久保集会所	50		
生涯学習課 (6施設)	前原町丸山会館	50		
	東井南町三葉集会所	50		
	東町友愛会館	50		
	中町桜立集会所	50		
	東井北五集会所	50		
	中町天神前集会所	50		
	ひがし井北地区文化センター	100	100	
	北た地域包括支援センター	100	100	
	みなみ地域包括支援センター	100	100	
	にしへん地区文化センター	100	100	
児童青少年課 (計13施設)	北町地域包括支援センター	100	100	
	本町児童館	100		
	東児童館			100
	東井南児童館			100
総務課 (計5施設)	緑児童館			100
	たまむし学童保育所			100
	あかね学童保育所			100
	ほんぢよう学童保育所			100
	さくらみどり学童保育所			100
	さわらび学童保育所			100
	たけとんぼ学童保育所			100
	まえはら学童保育所			100
	みどり学童保育所			100
	みなみ学童保育所			100
教育課 (4施設等)	指導室			教育相談所
				もくせい教室
				新規農研修センター
				スマルシェチャラーカー
				生涯学習課
				(6施設)
				上水公園運動施設
				小金井市テニスコート場
				総合体育館
				東山公園運動施設
文化課 (計5施設)	清里山庄			東山公園運動施設
				文化財センター
				図書館
				本館
				別館
				東分室
				緑分室
				東井北分室
				西之台会館図書室
				50

東児童館		100		
東井南児童館		100		
緑児童館		100		
たまむし学童保育所		100		
あかね学童保育所		100		
ほんぢよう学童保育所		100		
さくらみどり学童保育所		100		
さわらび学童保育所		100		
たけとんぼ学童保育所		100		
まえはら学童保育所		100		
みどり学童保育所		100		
みなみ学童保育所		100		
教育相談所		50		
もくせい教室		50		
新規農研修センター		50		
スマルシェチャラーカー		50		
上水公園運動施設		100		
小金井市テニスコート場		100		
総合体育館		100		
東山公園運動施設		100		
文化財センター		100		
図書館		100		
本館		100		
別館		100		
東分室		100		
緑分室		100		
東井北分室		100		
西之台会館図書室		50		

公民館	本館		100		
	真井南分館		100		
	東分館		100		
	緑分館		100		
	真井北分館		100		
保育課	さくら保育園	100	50		
	けやき保育園	100	70		
	わかたけ保育園	100	50		
	くりのみ保育園	100	48		
	小金井保育園	100	60		
	認可保育園等	5,800	不明	不明	58園×100枚

令和2年4月23日

小金井市立学童保育所を利用する
児童の保護者の就労先事業者の皆様

小金井市長 西岡 真一郎
(公印省略)

緊急事態宣言後の学童保育所における保育の提供の縮小を踏まえた従業員の勤務に係る配慮について（要請）

○ 日頃より、小金井市の学童保育行政にご理解とご協力いただきましてありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、国は令和2年4月7日に緊急事態宣言を発令し、東京都においては、この宣言を受け同年4月9日に「仕事を休んで家にいることが可能な保護者の方には児童の登園等を控えていただくことをお願いし、保育等の提供を縮小して実施すること」や「医療、交通、金融、社会福祉等の社会生活を維持する上で必要なサービスに従事しているなど、仕事を休むことが困難な保護者には確実に保育を実施すること」などが、都の対応として発表されました。

○ 小金井市では当該発表より前に、市としての独自の判断として、令和2年4月8日付け「緊急事態宣言の発令に伴う学童保育所の開所時間の短縮及び登所自粛のお願いについて」にて、保育を縮小して実施するため、お仕事がお休みの場合など、ご自宅での家庭保育が可能な保護者の皆様に対して、学童保育所に登所せず家庭保育を行うよう、強くお願ひをしています。

○ そのような中、利用者から「市が臨時休所としない限り勤務先が休暇を認めないといわれ、登所せざるを得ない。」という相談が多数、市に寄せられています。

小金井市では、国と都の対応の内容、真に保育を必要とする方の保育を維持するため、一律に休所とせず、保育を縮小して実施するため開所しております。

この要請は、法的な強制力を有するものではありませんが、小金井市からの保育の提供の縮小については、国と都の対応を踏まえて妥当と考えられ、他自治体における臨時休所の対応と変わらないものであります。

事業者の皆さんにおかれましては、小金井市内学童保育所を利用する児童の保護者の就労について、特段のご配慮をいただきますよう、よろしくお願ひいたします。

令和2年4月23日

小金井市内認可保育施設等を利用する
児童の保護者の就労先事業者の皆様

小金井市長 西岡 真一郎
(公印省略)

緊急事態宣言後の市内認可保育施設等における保育の提供の縮小を踏まえた従業員の勤務に係る配慮について（要請）

日頃より、小金井市の保育行政をご理解とご協力いただきましてありがとうございます。新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、国は令和2年4月7日に緊急事態宣言を発令し、東京都においては、この宣言を受け同年4月9日に「仕事を休んで家にいることが可能な保護者の方には児童の登園等を控えていただくことをお願いし、保育等の提供を縮小して実施すること」や「医療、交通、金融、社会福祉等の社会生活を維持する上で必要なサービスに従事しているなど、仕事を休むことが困難な保護者には確実に保育を実施すること」などが、都の対応として発表されました。

小金井市では上記の状況を踏まえ、令和2年4月10日付け「緊急事態宣言後の市内認可保育施設等における保育の提供の縮小について」にて、保育を縮小して実施するため、お仕事がお休みの場合など、ご自宅での家庭保育が可能な保護者の皆様に対して、保育園に登園せず家庭保育を行うよう、強くお願いをしています。

そのような中、利用者から「市が休園としない限り勤務先が休暇を認めないとわれ、登園せざるを得ない。」という相談が多数、市に寄せられています。

小金井市では、国と都の対応を踏まえ、真に保育を必要とする方の保育を維持するため、一律に休園とせず、保育を縮小して実施するため開園しております。

この要請は、法的な強制力を有するものではありませんが、小金井市からの保育の提供の縮小については、国と都の対応を踏まえたものであり、他自治体における臨時休園の対応と変わらないものであります。

事業者の皆さんにおかれましては、小金井市内認可保育施設等を利用する児童の保護者の就労について、特段のご配慮をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

(問合せ先) 小金井市保育課 電話 042-387-9846

令和2年4月23日

小金井市長 西岡真一郎 殿
小金井市教育長 大熊 雅士 殿

小金井市議会公明党

緊急事態宣言に伴う小金井市の対応に関する緊急要望 第二弾

小金井市においても新型コロナウィルスの感染者が10名となり、都内の感染者は合計で3,000名を超えた。国・東京都において既に様々な支援策が打ち出されているが、小金井市としては、スピード感に遅々まで情報を届けることが求められる。国・東京都の要請にもとづき、感染拡大を防ぐため万全の対策を講じ、市民のご協力を最大限求めるとともに、生活や経済の影響を最小限に留める為にも、以下の内容を要望する。

記

1. 緊急要望第一弾、当第二弾に対する対応・検討状況について返答をいただきたい。
2. 三密を回避する為に市への電話での問い合わせが多くなっているが、繋がりにくいというお声もいただいている。市のホームページに総合的な「問合せフォーム」を用意すること。その際、各種の回答においては、在宅勤務の職員が対応できる仕組みを整えること。
3. 防災行政無線を利用した情報提供については、内容の伝え方について、「昨日の都内における感染者数」を具体的に通知するなど、危機感が都度伝わるよう工夫をすること。同時に、自動音声応答システムの周知もはかること。
4. 《再》公園の子どもの達の「3密」状態について、COCOパトロール隊（青色回転灯装着車）を活用する等、積極的にパトロールをおこなうとともに、声掛けを行うこと。
5. 《再》引き続き、医療従事者に対して敬意と謝意を表す取り組みとともに、医療従事者の感染を防ぐため、市民への診断フローの周知徹底をはかること。
6. 東京都医師会は、都内に最大47の「PCR検査センター」を設置すると発表した(4/17)。小金井市は、早急に小金井市医師会と意見交換を行い全面的な支援をおこなうこと。
7. 介護サービス従事者が安心して仕事が継続できるよう、マスク、消毒液の確保支援をおこなうこと
8. 保育園や学童については、今後安心して事業が継続できるよう、事業者の感染を防ぐためにも、ライフラインに関わる業種や医療従事者および特別な事情を除き、利用を控えるよう適正な案内を再度行うこと。
尚、勤務されている方の声を伺い、事業者が適切に最小限のシフト管理を行うよう助言すること。
9. 《再》保育園や学童の利用制限に対応する支援策として、ファミリーサポートセンター利用に対する助成拡大や、ベビーシッターを利用しやすくするため、都補助をフル活用した整備を進めること。

10. 妊娠中の市民に対する感染症対策として、移動に際してはタクシーを利用することが他人との接触を極力避けるためには有効と考えられる。東京都で拡充された、「とうきょうママパパ応援事業」を活用し、全ての妊婦（育児パッケージを受け取っていない方も含む）を対象として、タクシー券の支給およびそれに準じる施策を行うこと。
11. 「妊婦面談」はコロナ対応のため自粛されている方が多いため、電話での妊婦相談を強化し周知すること。
12. 都立公園の週末の遠方からの利用などについて控えてもらうよう、駐車場の閉鎖などを東京都へ強く要請すること。
13. 飲食事業者の業態転換支援（テイクアウトや宅配などを「開始する費用の助成」）について、小金井市で、既に身銭を切って先進的に取組んでいる事業者への支援につながるよう都へ要請すること。
14. 生活福祉資金貸付制度の特例（緊急小口資金・総合支援資金）や住居確保給付金制度の相談者が増加している。今後、一人一律10万円を支給する「特別定額給付金」の問い合わせも始まる。
全庁的な観点から、窓口となる担当課および、社会福祉協議会において、その人具体制や電話回線の十分な確保支援、三密対策を確実に講じること。
15. 様々な支援の手続き方法や必要書類が煩雑で有り、ネット環境が無い市民も多いことから、一目でわかるような、「市報特集号」を緊急配布すること
16. 適切に国や都の支援策を活用できるよう、中小企業を支援する経営相談の強化や専門家の派遣をおこなうため、商工会を支援すること。
17. 小中学校の再開に向けて、予備マスク、アルコール消毒液、非接触体温計等の保健衛生用品の十分な用意をすること。
18. GIGAスクール構想に基づく一人一台のタブレット整備を前倒しすること。
19. 小中学校のオンライン学習等の環境整備（学習支援クラウドサービスの活用など）をおこなうこと。
20. 長期にわたる自宅での学習や、全図書館の閉鎖が続いている状況に鑑み、小中学生に対して市から図書券を贈呈すること。
21. 《再》上記、様々なサービス拡充については、積極的な緊急雇用創出事業を実施すること。

以上

小金井市長 西岡真一郎 様

2020年4月23日(木)

新型コロナウイルス感染拡大の影響に関する会派要望（その4）

会派：小金井をおもしろくする会
白井亨・水谷たかこ

市議会会派・小金井をおもしろくする会として、4月14日に提出した「市民アンケートの結果」およびその他市民から寄せられている声、またオンラインの意見交換会等を通じて得た意見などを総合的に分析し、東京都の緊急事態措置下における懸念事項を少しでも解消するため、以下の通り、要望する。

○<要望事項>

○事業と予算の抜本的な見直しで財源を確保し、市民の生活を守るために大胆な財政出動をすること。今年度の当初予算のうちイベントや啓発活動等、今年度は必須ではない事業をすべて凍結し、その予算を市民と事業者の生活を守る（各種支払い猶予、減免、支援、貸付、保育士等への危険手当支給、事業者支援のための地域商品券発行等）政策投資へ振り分けること。速やかにその組み換え予算を編成すること。

○市内保育園及び学童保育所について、子どもとそこで働く方々の感染リスクに鑑み原則休園（休所）とし、医療従事者や警察・消防またライフライン維持に必要な職業のご家庭を対象に保育を確保し、勤め先がテレワーク等未対応もしくは不可な職種、その他の事情において子どもの保育が必要な場合は受け入れを行うことを周知し柔軟に対応することを求めてきた。民間園の保育の現状を把握し利用率が公立園ほど減少していない場合は速やかに休園措置を取ることや、市の方針が曖昧であるがゆえに、休業の扱いが適切になされず困っている保護者等への対応をすること。また、小金井市の保育を担っていただいている保育士・指導員へ支援をすること。

○家庭内に居場所がない児童・生徒がいるという認識に立ち、子どもの権利を守るために専門の相談窓口を緊急的に設置し、周知に努めること。また、待つだけではなく市内を巡回するなどして、学校・子ども家庭支援センターなどが連携を取りながら支援を必要とする子どものニーズを吸い上げ、対応すること。

○教育格差が深刻化している。臨時休校が延長することや、今後同様な事態に陥ることも想定し、また、4月21日の文部科学省通知「新型コロナウイルス感染症対策のために小学校、中学校、高等学校等において臨時休業を行う場合の学習の保障等について（通知）」に沿って、家庭の状況に応じて端末と通信機器を貸出す仕組みを早急に整備すること。学校再開が先になる場合は、全児童・生徒に対し担任によるオンラインや電話等による個別フォローを定期的に行うこと。自習の進捗状況を確認し、学習の進め方（授業ではない）をアドバイスすることも検討すること。

○公園で多くの子どもが遊ぶことに関して、不安を感じる市民の声もある。感染予防をしながらも子どもの遊ぶ権利を保障し、適度な運動とストレス発散ができるよう、また、市立公園での遊びの機会を担保するためにも、公園等で密を避け身体を動かす際や遊具を利用する際のガイドラインと注意事項を整理し周知すること。

○10万円の支給を世帯主以外の家族が受領できるよう、特段の配慮をすること。具体的には、離婚協議中・DV被害で別居中の方や、世帯主がアルコール依存症、ギャンブル依存症等で、世帯全員の給付を受け取ることが適切でない場合、世帯主ではなく家族の口座に振り込みができるよう、対応を検討すること。

○ひとり親家庭は経済的に困窮しやすいところ、就労環境の変化等によりさらに苦しい状況に追い込まれていることが懸念される。市独自での支援策を検討し実行すること。

○防災行政無線の音声は、外国人を含めた多種多様な市民への配慮とマンネリ化を防ぎ、注意喚起を継続させるため、2回流すうち1回は様々な外国語や地域の言葉を使い放送するなど工夫を凝らすこと。

○協働パートナーとして市の事業を担っているNPO団体や事業者などに対し、契約の内容変更によって事業継続が不可能とならないように配慮すること。

○都の休業要請協力金の制度が発表された。ただし、休業要請の対象ではないが緊急事態宣言の呼びかけに応じて自主的に休業または営業時間短縮している事業者は対象外となる。持続化給付金もあるが、上下水道、国保・年金の支払い猶予や免除の検討も含め、個人も事業者も支援の届かない人がいないよう精査し、市でできることを速やかに検討して実施すること。

以上

2020年4月23日

小金井市長 西岡真一郎様

関係所管部長 各位

新型コロナウイルス感染症に対する市の対応についての緊急要望

生活者ネットワーク 市議会議員 田頭祐子

市長始め職員の皆さま方におかれましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に対する日々のご奮闘に、心より感謝申し上げます。

緊急事態宣言発令後は、市民生活への影響、飲食業はじめ市内の商業者への影響などが目に見えて大きくなっています。そのような中で、都の感染拡大防止協力金、国の特別定額給付金など様々な対応が発表されています。これらの支援制度は必要とするすべての方へ届くよう、以下の項目については取りこぼしのない仕組みを構築し、わかりやすい広報と速やかな実行を求めます。

(1) 一人 10万円の特別定額給付金は、DV や虐待などで夫や親から逃げ、住民票を移さずに暮らしている方々へは渡らない危険があります。世帯主による一括申請・給付ではなく、個人の申請・給付もできる仕組みとすべきです。

窓口となる自治体では、別紙にあるように、個人別の銀行口座や個人番号を記載しての申請とすることなど早急な検討とわかりやすい広報を求める。

(2) 臨時休校が長引き、就学援助受給家庭では給食がないため日々の食費負担が重くのしかかっています。また、子どもが家庭で食事を十分に与えられていないのではないかと、懸念する声も地域からあがっています。

給食費に相当する補助金の給付や、休止中の子ども食堂に代わる子どもへのお弁当支給の仕組みなど、早急に検討し実行するよう求めます。

(3) 休校中の子どもたちに対して、ICT の導入による家庭学習において環境格差や情報格差など不均衡が生じています。保護者や地域からは、公教育の場として学習権の確保の観点で懸念、疑問があると指摘されています。保護者・家庭に対しては等しく学習機会の情報提供を行い、子どもたちによる学習方法の選択を可能とする対応を求める。

(4) また、子どもの居場所としての取り組みが必要です。子どもは遊びで心の回復をします。児童館やプレーパークのような居場所は緊急事態宣言下における急性期を超えた時には、

徐々に機能を戻す必要があります。

小金井市子どもの権利に関する条例に基づき、感染症予防の対応を行ったうえで子どもの居場所は確保する方針を、市の新型コロナウイルス感染症対策計画に含めることを求めます。

(5) 社会福祉協議会にある「自立相談サポートセンター」では、コロナの影響で生活が苦しいとの相談が急増しています。臨時職員の予算を追加する、市役所から職員を派遣すなどして、電話対応も含め速やかに相談から支援までつながる体制を拡充してください。

(6) 一人親家庭では、特に母親の就労形態は非正規が多く、休業補償も不十分です。自粛が長引くほど生活が苦しくなることが予想され、速やかな生活支援が必要です。また時間的な余裕もなく、ネットからであっても専門用語の多い制度の説明では必要な方へ届かない懸念があります。

市のHPや広報掲示板、また各家庭への配布などにより、国や都、市が行っている現状の生活支援・援助制度の一覧を、個人対象と法人・事業者対象別に図にするなど、視覚的に訴え、わかりやすく情報提供・広報して頂くことを求めます。

(7) 国が配布する2枚の布マスクについて

マスクと税金を無駄にしないために、このマスクは必要ないという方から、必要とする方へ届く仕組みが必要です。

商工会青年部はじめ民間でも、様々な「マスクプロジェクト」が始まっています。

市としてはこのプロジェクトを市のHPでお知らせすることと、市役所や、図書館や公民館などの公共施設に【マスク回収ボックス】を設置することを、早急に検討し実行してください。

(8) 自宅で過ごす事が推奨され、高齢者・障がい者を持った方々の運動不足や孤立化が心配されます。それに対して、お弁当の配達や買い物支援など、ちょっとしたお手伝いや声掛けができるいかと気にかける地域の声もあります。

地域包括支援センターと民生委員や町会・自治会などが連携し、地域力を活用して孤立化を防ぐ手立てを構築してください。

(9) 現状の市のコロナ対策と、市議会の動きが市民には十分に伝わっていません。会派代表者会議などで議員に対し定期的に情報提供し、施策や考え方を共有する場を設けて頂くよう求めます。

以上